

1. 件名：中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1、2号炉の廃止措置計画及び原子炉施設保安規定変更に関するヒアリング
2. 日時：令和5年8月25日（金） 10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者  
原子力規制庁：  
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
塚部安全規制調整官、寺野管理官補佐、福原管理官補佐  
  
中部電力株式会社：  
浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 課長他8名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
資料1：浜岡原子力発電所 1、2号 原子炉廃止措置計画変更認可申請書について（面談における指摘事項回答）  
資料2：浜岡原子力発電所 1号炉及び2号炉 解体の対象となる施設及びその解体の方法の変更について  
資料3：浜岡原子力発電所 1号炉及び2号炉 性能維持施設の変更について  
資料4：浜岡原子力発電所 1号炉及び2号炉 保管区域の設定予定区域の変更について  
資料5：浜岡原子力発電所 1号炉及び2号炉 平常時における被ばく評価について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	皆様お疲れ様です原子力規制庁の福原です。参加者そろいましたので ただいまから浜岡原子力発電所 12 号炉、
0:00:11	原子、廃止措置計画変更認可申請に係るヒアリングを開始したいと思います います。規制庁の方は、
0:00:18	調整官のツカベ元テラノフクハラ 3 名出ております。
0:00:23	それでは事業者さんの方から、
0:00:25	内容の説明をお願いいたします。
0:00:31	はい。中部電力のテラサワから末松先生。
0:00:36	見ますと資料 1 のスライド 1 をご覧ください。
0:00:42	こちら、
0:00:45	面談における指摘事項回答資料ということで、
0:00:49	前回 7 月 13 日の面談にいただいた、
0:00:53	指摘事項について、ケース、
0:00:59	スライドの 3 と 3-15 から、前回の指摘事項を記載をさせていただいて おります。
0:01:07	それぞれ該当資料は右側に書いてございまして順番にご説明をさせて いただきます。
0:01:13	まず初めに、ナンバー15 から説明をさせていただきます。
0:01:19	はい。中部電力の宮崎でございます。ではですね
0:01:24	指摘事項 No. 15 の説明から入らせていただきたいと思います。まず、L 2 の保管方法管理方法について説明することということで本人回答につ いては、本資料の
0:01:37	左下通し番号 5 ページの方で説明させていただきたいと思います。
0:01:43	資料の中身に入る前に先に、結論からまず申し上げますとですね、今 回、解体対象物として、サブチャン等をですね追加させていただいて、
0:01:55	いるんですけれども、これらのものをすべて除染すると、L3 になりま す。つまりL2 として発生する。
0:02:05	解体時物ではないというところになるんですけれども、これがですね廃 止措置計画上どのように記載されているかということで今回この 1 枚 ものの資料を作らせて、
0:02:16	いただきました。ということでちょっと中身の方の説明に入っていきたい と思います。
0:02:22	快適物ですね発生量に関する内訳についてはですね廃止措置計画 上本文の住所と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	添付の 5 に記載がございます。
0:02:36	で、まず右側の添付 5 についてまず見ていくんですけども、表 5-5 というので表を示させていただいております。
0:02:45	この表の中身はどういったものが説明されてるかっていうと、第二段階対象設備の発生の内訳が記載されております。つまり解体撤去物に限定して
0:02:57	どれだけのものが発生するかというところで、表の内訳が記載されております。
0:03:02	代表して 150 にちょっと説明していくんですけども、第二段階対象設備のうち、1 号炉のもので、かつ L2 のものは、
0:03:13	510 トン。
0:03:15	発生する予定ですよというふうに記載しております、その下の方です、括弧書きで、0 トンというふうに記載してありますが、この括弧書きの数字は何かというと、
0:03:25	除染係数を考慮して助教は除染して、除染した結果何トンになるかというところを示した値になっておりますつまり、510 トンの L2 のものはすべて除染されると L3、
0:03:38	以下に落ちて、0 本になりますといった説明になっております。
0:03:42	一方で本文上の方にとっていきます。
0:03:46	本文中ではどのように記載しているかという、配送期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量ということで説明させてもらっていて、ここで示している表は浜岡 1 号のものなんですけれども、
0:04:00	第二段階中では、L2 のものが 640。
0:04:05	発生しますよというふうになっていて、
0:04:07	除染後は、130 トンを、
0:04:11	ものが残りますと、
0:04:14	要は 640 トンのうち 510 トンは除染によってなくなって、130t、L2、
0:04:21	固体廃棄物残りますという、
0:04:24	今日中身になって、
0:04:26	この 130t って一体何なんだっていうところがですね表の下に書いておりますけれども、本文の 10 章の本文をですね抜粋させていただいております。
0:04:37	その中ではですね内訳が書いてございまして、1 からですね、中のものが、この表の中には書いてあるですよというふうになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:47	中身を見ていくと、解体撤去物に加えてですね運転中に発生する廃樹脂とかですね、あとは可燃物を燃やしたときに出てくる灰とかですねそういったものがこの表の中には押されていて、
0:05:00	その分が 310、130トンという形で円として残りますということで表現、
0:05:07	結論から言うと、この日、130トンの保管方法とか処理方法というのはですね第二段階当初にですね、もう認可をいただいている範囲になるんですけれども、
0:05:19	溶融してですねドラム缶に詰めて 12 号の建屋外ですね、固体廃棄物貯蔵庫という、運転号機側と共用で使って設備が
0:05:29	して、保管していきますというところですでに御認可いただいて、
0:05:34	今回追加いたしましたそのサブチャン等については、Lの発生しないのでこの保管、
0:05:40	の仕方とかっていうところについては、新たに審査いただくところではないのかなというところ。
0:05:45	絶えずこのパートの説明としては、以上。
0:05:59	規制庁福原ですけども、続けて説明いただけますか。
0:06:04	中部電力のミヤザキそれではじゃあ、説明を続けさせていただきます。
0:06:09	資料 1 の右下 3 ページに戻っていただいて指摘事項の 16 と 17 個を合わせてちょっと説明させていただきます。16 と 17 では、ですね熱的切断の選定、
0:06:22	の方針について整理することということをご指摘いただいているのと、あとサブチャンの具体的な解体方法について補足説明資料で追加して欲しいというところで、今回、
0:06:33	参りました。で作った結果が、資料になりますので資料 2 をご覧ください。
0:06:42	今回補足説明資料ということで先行プラントさんですね審査資料もちょっと参考にさせてもらって、ちょっと資料の構成変えてるんですけども、先行プラントさんの例を見るとですね、
0:06:54	廃措置計画の章立てごとにですねこの説明書を作っていらっしゃるのので今回、本文 5 のパートで新たに補足説明資料をちょっと起こしております。
0:07:05	中身の方見ていきますけれどもポスターのページ 2 ページ目の、まず 2 ポツ目ですね、解体撤去の工事方法の変更についてというところで廃措置計画でですね今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:18	我々新たに大型の機器を対象に切断やらせていただきますというところで変更させていただいて、熱的切断をどういったものに採用していくかっていうところはですねこれまでの議論で、
0:07:31	通らさせていただいていたと思います。なので今回新たに新しく追加敷いた考え方みたいなのはないんですけれども、先行プラントさんの例を参考にですね考え方を整理してきたものにございます。
0:07:44	一番大きく変わったのはですね表 1 を追加いたしました。
0:07:49	日赤切断を実施する対象は何かっていうところ等どういったところでメリットがあってですね、出席者設立適切案を採用しているかというところを記載させていただいております。
0:08:02	続きましてAとしたページ 4 ページ目に移ります。三瓶 3 ポツですね新たに追加した第二段階対象設備の解体方法の工事方法についてということで、
0:08:14	真崎ちゃんと今回追加させていただいているんですけれども、代表例としまして、サブチャンの解体方法について追記させていただいております。
0:08:24	一番わかりやすいところでいくとですね図 1 の方にS/Cの壊し方についてですね図示させていただいて、4 コマ漫画みたいなものをつけさせてもらっております。
0:08:35	中身ちょっと説明させてもらおうと、まずサブチャンーはナカの除染から始まりまして、二つ目にですね、オカモトの連結部分を切り離し、
0:08:45	三つ目にはですねサブチャンの内部の構造物を撤去して、最後には、一番外側のシェルの部分を壊していくという順番で解体していくといった流れになっております。
0:08:57	本部としましてはですね工事の内容として一般的な自己排水結果に書いてあるような一般的な事項を並べさせてもらっているのと、あと安全確保対策として、これも一般的な事項を並べさせていただいております。
0:09:09	今回大型のものを非できるってところで火災防護についてどうなっているのかってところで前回、前々回ですかね、議論があったところだと思っておりますので、
0:09:21	当間当社手引きの抜粋という形で下ページ 6 ページのですね図 2 のところでですね、当社手引きでは、こういった火災防護をやっておりますというところで説明させていただいたので補足説明資料としても、参考で追加させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	はい。
0:09:38	資料 2 の説明としては以上です。
0:09:48	中部電力田村でございます。よろしければ次の指摘事項の回答率に戻って進めたいと考えてございます。資料 1 の 4 ページ、
0:09:58	のですね、ナンバー18。
0:10:01	機器搬入コウノ遮へいプラグを機能除外して問題ない旨というところで、廃止措置計画の本文 6、性能維持施設のパートにつきまして、今回前回までですね口頭でご説明させていただいた旨を紙に、
0:10:15	落としました。
0:10:16	それが資料 3 でございます。
0:10:18	資料 3 の 1 ページをご覧ください。
0:10:23	はじめにというところは割愛させていただきます。
0:10:26	2 の性能維持施設の変更についてというところに、今回、記載させていただいてございます。
0:10:33	少し読ませていただきますと、しゃへいプラグという設備につきましてははですね、D/Wの外周の設外周の壁、こちらの一部でございますと、
0:10:43	そして構造については、定期点検等のプラント停止時にドライウェルを開放し、ナカの方へですね、機器等の搬出ができるように可動式となっております。
0:10:52	運転終了後、また現在のもので、廃止措置の段階におきましては、遮へいプラグというものは開放した状態を継続してございまして、性能維持施設としては、
0:11:02	遮へいKLab単体の遮へい、放射線遮へい機能、こちらには期待するものではありません。
0:11:09	ですが、遮へいプラグというものは、もともとドライブル外周の壁の一部ということでしたので、その性能維持施設として位置付けてきてございます。
0:11:19	今回ですね、しゃへいプラグの解体撤去計画を取りまとめまして、第二段階の対象設備、こちらに追加するに当たりまして、廃止措置計画に記載してございます。
0:11:29	解体撤去の着手要件としております。
0:11:32	対象設備が供用終了していること、こちらを満たす状態とするために、現行の
0:11:37	性能維持施設の当該箇所に記載してございますドライブル外周の壁。
0:11:41	箱が原子炉ウェルプラグ除くというところから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	機器搬入コウノはしゃへいプラグ除くこちらを加えさしていただくというところで、遮へいプラグのを性能維持施設からの除外とさせていただきたいと考えてございます。
0:11:55	なおですけれども参考で、
0:11:58	今回の変更認可申請させていただきました 2023 年 3 月時点での、
0:12:03	1 号及び 2 号の、
0:12:05	しゃへいクラブ周辺の雰囲気線量等率、こちらにつきましては、最大でも、コンマ 003 ミリシーベルトパーアワーと、
0:12:14	いうところで十分に低くなってございまして、遮へいプラグによる放射線遮へい機能を必要としない放射線レベルであるということも確認してございます。
0:12:25	えっと資料 3 のご説明は以上でございます。
0:12:31	続きまして、指摘事項のNo.19、
0:12:36	保管区域容量について段積みを考慮した容量はどうかのところについてせ、説明させていただきますすいません中部電力の蔵田でございます。
0:12:45	こちらにつきましては資料 4 にて説明させていただきます。資料 4 の 3 ページ目、
0:12:51	でございます。
0:12:53	下の、
0:12:55	赤く囲まれたところでございますが、
0:12:59	まずこの前段におきまして申請書に記載しております保管区域の、
0:13:04	設定予定区域容量の算出方法をお示しております。具体的には、フロア面積 2 フロアの高さを掛けて 0.5 を乗じるという方法にて出しておりますが、
0:13:14	この方策等をお示して、不燃性ザツ固体廃棄物において適切に廃棄するまでの間の涵養量が確保されているという説明を、
0:13:23	してはありますが、この算出方法においてさらに、
0:13:27	直接線及びスカイシャイン線評価の際の保管条件、具体的には、原子炉建屋の地下 2 階は保管容器の 3 段積みそれ以外は 2 段積みという条件を課した場合に、
0:13:38	保管容量はどうなるかという質問だったというふうに理解しております、
0:13:43	結論から申し上げますと、その場合であっても 1 号炉で、約 3 万 7000 立米に号炉で 4 万 7000 立米ということにして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	L3 廃棄物の推定発生量を、十分保管できる容量、
0:13:59	となっております。つまり、この条件においても、
0:14:03	不燃性雑固体廃棄物について適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されるということになります。
0:14:09	No.19 の説明は以上でございましてナンバー、
0:14:14	20 から 22 の説明に移りたいと思います図 20 ですが、熱的切断の評価が、
0:14:21	相評価になっていないことを追記すること。
0:14:24	ということでした、資料 5ー40 分の
0:14:29	4 にて説明いたします。
0:14:33	対応するところは、一番下の一部推定放出量は、のところ、
0:14:40	になります。評価の前提としまして、続いて放出量は、
0:14:44	熱的切断に限ったことではなく、機械的切断も同様なのですが、解体対象設備の解体撤去期間が撤去期間が実際複数年で行われますが、1 年間で行われるものとして、
0:14:57	評価しております。
0:15:00	またすでに、補足説明資料に書かれていることですが、切断長ですとかフィルターの捕集効率のパラメーター等においても、
0:15:09	保守性を担保して評価しております。以上がNo. 20 の説明に、
0:15:15	ございます。ナンバー21 位の説明に移ります。他社審査資料を参考に被ばく評価について同等な情報を追記することでした、同じく資料 5ー40 分の、
0:15:28	9 と 10 になります。
0:15:31	9 の下の四角のところになりますが、まずこの前段にて被ばく評価の前提ですとか、方法が記載されておりましたその評価結果は、
0:15:43	廃措置計画の添付書類の 3 に書かれていますが、この資料中に表 1 として代表的な機器を対象としまして、放出量の計算過程を、
0:15:54	記載いたしました。それが次のページ 40 分の
0:15:59	10 の表 1 の表になります。
0:16:02	粒子状放射性物質の放出量計算過程ということでございまして、
0:16:08	主な設備としましてサプレッション・チェンバ主蒸気配管、余熱状況系ポンプ、水圧制御ユニットという四つを選びまして、
0:16:18	ここに放出量を出すための計算式、その計算式に代入するためのインベントリー等の各パラメータを記載しまして、この設備について放出量の計算が終えるような記載を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:33	追記しております。
0:16:36	続きまして 21、ナンバー22 の説明に入ります。スカイシャイン線の最大評価地点の実効線量の内訳と、
0:16:45	12 号が最大評価地点の数値に影響を与えない旨の説明を追記する。
0:16:50	こととして同じく資料 5-40 分の 17 から 20。
0:16:55	で説明いたします。
0:16:58	まず 40 分の 17 ページのところですが、まず前提となって評価地点の説明が記載しております、スカイシャイン線及びスカイシャイン線直接線及びスカイシャイン性の評価時点ですが、次のページの、
0:17:13	16P4518 ページに示す。
0:17:17	AからEの 5 地点、2 点評価を行っております。
0:17:23	その 5 地点の評価結果が、40 分の 20 ページの表、表 7、直接線、
0:17:32	及びスカイシャイン線量の評価結果。
0:17:35	というところがございます。
0:17:38	この結果を見ますと、申請書に記載の通り、
0:17:43	はい。廃止措置対象施設からの線量が最も高い地点は、B地点の
0:17:48	4.8 マイクログレイパーイヤーというところになります。
0:17:52	ただし敗訴。
0:17:54	1 対象施設以外、
0:17:56	の設備も入れた合計値で一番高いのはこのB地点ではなく、E地点の、
0:18:02	ところになりまして、施設長に記載の通りの 40.5。
0:18:08	マイクログレイパーイヤーというふうに、
0:18:11	アユ約 41 マイクログレイ。
0:18:14	ファイアということになっております。
0:18:17	説明は以上でございます。
0:18:32	はい、衛藤原子力規制庁福原です説明ありがとうございました。まず私の方から何点か、
0:18:39	確認をさせていただきます。
0:18:43	確認の内容なんですけれども、一つ大きなところ、
0:18:47	と、あと細かいところが何点かあります。まず大きなところから申し上げるとですね、
0:18:54	今回、さっき先ほど説明いただいたようなことというのは、
0:18:59	審査できちんと確認をして審査書に書くべきことなのかな。そ、
0:19:05	こういうことを確認しましたよということを、審査書に書いていくことなのかなと思ってまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	基本的には、申請書、補正ではなくって申請書に、
0:19:17	書いていただくようなこともあるのかなあという気がしておりますちょっと個別には、また、公開の会合の場で、
0:19:25	伝えたい、伝えることになるかもしれない、議論することになるかもしれないんですけども、補正もあるの補正を出していただくことになるのかもしれないという、
0:19:37	感想感想文印象を受けました。
0:19:39	ていうのがまず大きなところですよ。
0:19:41	で、ちょっと細かいところを何点か、事実確認をさせてください。
0:19:52	まずですね、
0:19:58	資料 1 からいきますけれども、
0:20:01	資料 1 の先ほど説明いただいた 5 ページのところなんです資料 1-5 ページ。
0:20:08	の、
0:20:11	ところで、
0:20:13	表があって、除染しますよと、下の括弧書きのところが除染後の物流を表しますよっていう表があるかと思うんですけど。
0:20:23	この除染係数を今 100 としてますよと。これ除染係数 100 とするのは、一般的な話ですか。
0:20:31	全部除染できるっていうことです。これ 100 っていう値は、
0:20:36	中部電力の宮崎でございます。はい。100 という値はですね第一段階に実施しました化学除染の結果も踏まえてですね設定してる値でして、
0:20:48	拡張性でいうと大体 100 ぐらいになりますんで、もっと言うと、普通の化学除染ではなくてですね一般的な機械的な除染を適用しますともっと高い除染係数は出るんですけども、
0:21:01	廃措置計画上の記載としましては、除染係数 100 ということで整理しております。
0:21:09	はい。規制庁府川ですちょっとここで確認したかったのは実態、実態として実際どうなんだっていうのをちょっと感触を聞いたかったんですね、実際こうぜ。
0:21:19	0 になるもんなんですか、除染をすると。
0:21:23	衛藤。
0:21:25	中部電力の宮崎でございます。基本的にはですね物理的に汚染してる場所ですねは、引き剥がして除染するという形になりますので、除染後の値としてはですね、限りなくゼロになるものと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:37	引き取り、
0:21:38	規制庁。
0:21:40	そこは了解しました。で、これ私前も聞いた、確認したんですけども、その引き剥がしたのっていうのはもちろん、
0:21:49	放射性物質として残りますよ。
0:21:52	ということで間違いはないんですね。当然ですけど、それははい。残ります。はい。はい、承知しました。
0:21:59	続きまして資料。
0:22:01	すいません。規制庁のテラノですちょっと今の点で、結果として
0:22:07	藤さん、5 ページ目のかぎ括弧の中で約 130 分 130ー130トンのヘルニアの廃棄物の量は、サプレッション・チェンバと今回は解体廃棄物、
0:22:18	こうふやしたとしてもこの数字は変わらないよというところ。
0:22:21	御説明だったんですよそんな理由だけちょっとすいません、カセいただきます。
0:22:25	はい。
0:22:27	本文中で説明したと中部電力の宮崎でございます。本文中で説明しているですね 130トンの内訳の中には運転中の廃樹脂等が含まれていますよというところは説明させていただきました。
0:22:41	例えばですね除染の方法とかいろいろあるんですけど、例えば水でジャバジャバかけて除染しましたよっていうところでいくと、助成した水をどこに行くかっていうと、廃液処理系に流れて樹脂にキャッチされて、
0:22:57	まず樹脂側の廃棄物として出てくるというところでございます、全体の廃棄物の発生量としましては全然変わらないと。
0:23:06	いうところなのでこの数字は変更はないという、
0:23:12	規制庁のテラノです。衛藤。
0:23:14	すいませんあまり定量的なイメージが掴めてなくてちょっとご質問させて恐縮なんですけども、佐渡先生みたいって、ちょっと、ちょっと大きい大体は廃棄物、はい。
0:23:26	多分、
0:23:27	いろいろ除染等はされて、
0:23:31	化学除染等されて、されると思うんですけど結局それが廃液、
0:23:36	として取り扱われるっていうイメージというイメージなんですけど、そうすると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:40	ちょっと廃液受振捕まるその不足分だったりとかってのは増えるのかなと思うんですけどそこは結果としては、今まで想定したものの中に含まれるぐらいしかでしかないという
0:23:50	中部電力の宮崎です。衛藤。ご認識の通りでして、あとはですね普段の保守の中でもですね作業をやるために除染するというのがございますので、
0:24:02	そんなに除染廃液の量としては変わらないといったところで整理しております。
0:24:13	規制庁フクハラですけども続きまして資料の2。
0:24:18	の、
0:24:18	3 ページ。
0:24:20	資料の2-3 ページになります。
0:24:23	表1のところの一番上のところの基本的な考え方のすぐ下にあるんですけども、
0:24:30	今回熱的切断を
0:24:33	範囲を拡大しますということで、その理由としては、一言で言うと、切断長が長くなって、
0:24:41	長時間切断作業しなきゃいけないところは、熱でさっさとこう切断しますという、そういう理解。
0:24:48	なんですけども、切断長によって作業時間によって熱か、機械化分ける。
0:24:54	その理解
0:24:56	正しいでしょう。
0:24:59	中部電力の宮崎です。認識の通りでございます。はい。
0:25:06	はい。規制庁深田です。で、前回も話が出たんですけども、熱なのか機械なのかというのは現場の状況を見ながら決めていくものであって、今の
0:25:17	なんだろう、作業なん、ちょっと、ちょっとその細かい話かもしれないですけども、実際に作業する業者さん協力企業が、決めて、それを、
0:25:29	御社が承認というか確認をして実際に熱なのか機械なのか。
0:25:35	ていこうを選択していく要は現場の判断に迷いますよと、そういう理解なんですけどもそれも正しいでしょうか。
0:25:46	はい。中部電力の宮崎でございます。まず、事前に工事計画するかというところなんですけれども、まず廃措置計画の中で、まず定めているのはですね作業前に工事計画書というものを作りまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	当該のエリアで、どういった工場とか接続を使って工事をやっていくかというところを定めていくというところでございますので、工事を実施する前にですね、電力側で、
0:26:16	どういったことをやるかってことを承認してから工事を始め、
0:26:21	被ばく評価上はですねコンプライアンスできるだろうというところを我々は評価して
0:26:29	評価をやっておりまして、さらにその結果としまして放出管理目標値というのを定めております。
0:26:37	この効率管理目標値をですね、逸脱しないように、現場管理はやっていくつもりではおりまして、また後、ご懸念されてるのはたくさん熱で切られて、もともとやっていた被ばく評価を逸脱する。
0:26:52	するような、汚染がもう交渉に広がっていくんじゃないかというところ、ご懸念されてるのかなというふうに思っているんですけども、そこについてはですね放出管理目標値、
0:27:02	を守ることで守られていくんじゃないかなというふうに考え
0:27:10	はい。規制庁福原です。ちょっと私の懸念はちょっと違ってって、えっとですね。
0:27:17	ある程度元バーでフレキシブルに対応。
0:27:22	していくべきだと思ってて、この熱なのか。
0:27:26	機械なのかっていうのは、その全部、
0:27:29	机上では決められないと思ってて、ただ方針は決めなきゃいけないと思ってるっていうのが私の懸念でって、で、ちょっと確認したいんですけども先ほどおっしゃった工事計画書というの、
0:27:41	電力さんが作るのかそれとも協力企業です。
0:27:45	事業者が作ります。はい。
0:27:49	事業者というの、電力さんは全電力です。
0:27:54	工事計画書というのをまず、
0:27:59	電力さんが作ってそれをベースに、何かまた何だ作業要領書的なものを作ってそういう認識、中部電力宮崎ですが、ご認識の通りです。はい。
0:28:13	で、先ほどおっしゃっていただいた規制庁フクハラですけども、
0:28:17	放出管理目標値というのと、あとこの機械的なのか熱的なのか、っていうその、そこがちょっと繋がらなかったんですけどもどういう関係ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	まず、廃止措置計画の高校生の話になるんですけども。すいません、中部電力宮崎です。配置計画の構成の話になるんですが、
0:28:41	流れとしましてはですね廃棄物発生量から公衆被ばくを評価した上で、発電所から出ていくですね気体廃棄物の量とか、
0:28:55	最近の量みたいなどころの、放出管理目標値というのを定めております。これは廃止措置計画に記載がございます。
0:29:05	猫。放出管理目標値を年単位でですね逸脱しないように、僕らは管理していきますということを排出計画の中で述べておりまして、
0:29:16	実際にですね保安規定以下の指針の中で、僕ら、毎月、放出管理目標値を逸脱しないかというところを確認してですね、公衆被ばく広げないような措置をとって、運用しているといったところですよ。
0:29:34	規制庁深田ですちょっと私の質問の仕方が悪かってですねすいません。
0:29:39	熱的切断か機械的切断かによってその作業されてる方、
0:29:45	の被ばくの状況というのは変わってきますとそれは納得ですと。で、放出管理目標値は周辺公衆というか外の人の方の吉良空。
0:29:55	の話なので、ここの熱なのか、機械なのかによって、
0:30:00	変わってくるものんでしょうかっていう、というのがちょっとすぐにストンといかなかったってところで、
0:30:12	中部電力の宮崎ですが、被ばく評価の中でも説明させていただいてますけども、
0:30:19	機械的に切るのか熱的に切るのか、聞いたときの飛散率のパラメータがことになりますので例えば、熱の割合が大きくなっていくと、
0:30:32	公衆に出ていく被ばくっていうのも、必然的に大きくなる方向にいきます。
0:30:38	規制庁深田です。理解しました。すいませんありがとうございます。
0:30:41	あと、続いてですね、
0:30:45	ある。
0:30:47	すいません。規制庁のテラノです。ここ、
0:30:52	2 から 3 ページ目考課表作っていただいたところまでを拝見すると、確認させて確認すると、結局、
0:31:00	その熱的切断機械的切断それぞれ選ぶ際の基本方針っていうのは、どの、
0:31:07	記載だというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	理解をすればいいかなというふうな質問なんですけど、ところは、2 ページ目のただし書きは、おそらく実業のところを書いているところ。
0:31:18	になるのかなという記載を見ると、何かそのようにも思えてて、
0:31:22	2 ページ目の章を見ると、
0:31:25	それぞれいろいろ周辺公衆作業、従事者の方の被ばく、作業の効率性云々から、
0:31:31	候補選びますよって書いてあるんですけど、
0:31:35	書いてあるんですけど、2 ページ、ただし書 2 ページ目のただし書き以降を見ると、どちらかといえば公衆被ばくのリスク。
0:31:44	だったり、作業の効率化を見ますと書いてあって、3 ページ目を見ると、
0:31:50	こちらにフジキの作業員の被ばくだったり今、最後労働災害リスク低減できる。
0:31:57	基本的な方針はどこどこで、
0:32:00	整理した方がいいですかと理解するときに、
0:32:07	中部電力の宮崎でございます。基本、考え方としてはまず大きな方針がまず一つあると思っていてなるべくそのネット使わない機械的な切断を優先的に選択していくっていうところですね。
0:32:20	公衆被ばくとか作業員の被ばく公衆が公衆被ばくの低減を目指していくっていうところが、主なところではあります。その中で、もうなるべく火は使いたくないんだけど、じゃあどういったところで使っていくかというところで、
0:32:34	記載させてもらっていて、タンク類だとか大口径配管とかっていったところは切断長が長くなるというところで、
0:32:44	作業員被ばくに特化してみると、被ばく低減もできるし、作業時間が短くなってるというところで、作業上の安全も、
0:32:54	メリットとしてありますのでそこについては、熱を採用していくというところで記載しており、
0:33:03	ありがとうございます。そうすると実際候補を選ぶ解体候補を選ぶという、こういう方針で解体候補エリア選択していきますよという記載を、
0:33:13	実際、
0:33:16	申請者の方では、どういった記載になってるかっていうのを確認させていただきたいんです。
0:33:21	はい。中部電力の宮崎でございます。申請書上の書きとしてはですね 2 ページの 2 ポツのすぐ下に書いてあります、表の 5-2 の中で記載しておりますけども工事方法というところがございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	もともとですねなるべく公衆被ばくを低減するという目的で、記載適切な大井を優先して使っていきますというところはですね、もともと記載が、
0:33:47	ございまして、だけど、今回はですねタンク類等大口径配管については、先ほど申したようなメリットがございますので、やっていく。
0:33:58	ところで、
0:34:01	規制庁のテラノです。もともとその大方針みたいなのところっていうのは、申請書上どんな感じで、どのような記載になった。
0:34:09	大方針的なチューブカミヤザキですけれども機械的切断を優先的に使っていくっていうところの記載ということですか。
0:34:18	規制庁能登なんですけどそこおそらくいろいろ被ばくだったりとか、作業の効率性だったりいろいろ考え、総合的に考えて熱的切断機械的切断選びますみたいな方針が、
0:34:29	おそらく規制庁の中にもどこかにあると思うんですけど。
0:34:32	そちらの記載をどんな、どの辺りに、どんな規制になって、
0:34:37	中部電力の宮崎でございます。おそらく10章の本文中にですねそのような記載が多分あると思いますし、表の5-2の中でもですねもともと間を読ませていただくと、
0:34:53	大戸環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を講じて
0:35:05	報告等着用した上で、機械的切断を基本とし、熱的切断は、今回入れたタンク類とか大型機器を対象にやるんですと。
0:35:20	表の中でも書いてます多分、班長本文中に記載が、
0:35:24	中部電力林でございます。本文にもですね、ありまして3、
0:35:30	これ1号、
0:35:33	1号炉の申請書でいきますと36ページ、5章の6。
0:35:41	ごめんなさい。
0:35:44	36ページですね、にですねちょっと読ませていただきますけれども、
0:35:49	等、
0:35:51	切断にあたっては機械的切断を基本とし、放射性粉じん等の影響を考慮した上で適用可能な場合、熱的切断を採用するという形で書いてあります。ここは大方針だけなんですけれども、今回は、これの主、ある程度詳細にまとめたものが、
0:36:07	表の5-1になってございまして、その後の医師の方で、もう少し具体的な条件を入れていくと、そういった形になってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:16	規制庁のテラノです。今補足説明資料にまとめていただいた、2 ページ目だったり 3 ページ目に書かれてるような記載が
0:36:26	ある。
0:36:27	申請者であるひとかたまりでこう書いてあるってところではない。
0:36:32	は、チュービングミヤザキでございます。その通りです。本文で書いていると表の中でちょっと記載してるので、この辺の考え方が、ひとまとめになって、申請書に記載されているというところでは、
0:36:45	ないというのと、あとちょっと先行プラントさんの状況をちょっと見させてもらったんですけども、そちらの方見ても、考え方が何かひとまとめになってるというよりは、廃止措置全体の基本方針の話ですので、本文中で大きく記載がされていると。
0:37:02	はい。すいません。
0:37:04	ちょっと今後取りまとめにあたっては③ゴコウほど選びますかといったところの方針は、
0:37:10	どういった記載がされているのかというところすいませんちょっと小項目自身がなかった、確認させて、
0:37:16	ありがとうございました。
0:37:20	規制庁福原ですけれども続きまして同じ資料の 6 ページ、同じ資料というのは、今日配付いただいている資料 2 の 6 ページ。
0:37:30	の、上の絵のところなんですけども、
0:37:35	火気作業をするのでその防護対策っていうか安全対策のなんです火災防護対策の絵なんですけども、
0:37:42	上に黄色の四角長方形の黄色い部分があるんですけども、この黄色というのは、ごめん、ちょっと文字がですねちょっと読めなくて、この黄色というのは何か可燃物を置かないよっていうようなそういうニュアンスでしょうか。
0:37:56	この黄色い四角はどういう意味ですか。
0:38:00	江藤資料 2 の 6 ページの、
0:38:03	になります。
0:38:07	中部電力の田澤ですか黄色のエリアは、火気作業エリアとして、その 5 メーター以上、
0:38:16	確保しなさいということで、ちょっと左のちょっと表のところを書き作業エリアのところで、防火養生範囲から 5 メーター以上の範囲。
0:38:25	直下のエリアがある場合は、その下のエリアも火気作業エリアとして、
0:38:31	確保しなさいということで、その各作業エリアを示して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:36	要はこの規制庁フクハラですけどもこの強化機作業エリアというのは、当然その可燃物を置かないとか、延焼防止再対策とか、
0:38:46	にもあるんです、ですけども消火器を置きますよとか、人が立って見はりますよ。そういうエリア、
0:38:52	ということですよ。
0:38:55	中部電力プラザ、はい。その通りでございます。ちょっと下の絵でも、もし動かせない可燃物の場合は、
0:39:03	各作業エリアの中で動かせない可燃物の場合は、耐火シートをひいて、例えば、溶断時のノロが落ちたとしても、火災にならないようにと、そういったような、
0:39:15	基本は動かないで、動かせないものは、耐火シートで、
0:39:18	火災に繋がらないようにすると。
0:39:21	ことになります。
0:39:23	はい。規制庁深田です。承知しました。
0:39:26	あと続きまして資料の 5 に移ります。
0:39:31	資料の 5 の、
0:39:34	39 ページ。
0:39:38	資料の 5-39 ページ。
0:39:41	になります。
0:39:46	衛藤 39 ページの、
0:39:49	の中に絵があつてですね前、
0:39:53	放射性物質が発生して外に出るまでの経路というのを赤い矢印で記載をして、一方、青いバツというのがあるよってこっちは行かないよってというのは青いバツで示してあります。
0:40:05	で、その青いバツの中の一つにですね建屋からの漏えいなし上の方なんですけども、
0:40:11	一番最後のところは機構からフィルターを通して出るか。
0:40:16	建屋からの漏えいはありませんよっていうところ青いバツがありますんで、この建屋の漏えい率というのは 0 にしてあるんですけども、この 0 だった建屋からは出ないよってというのは、どういう。
0:40:28	考えどういう理解のもと、0 としてますか。
0:40:33	中部電力の寺澤でございます。
0:40:35	通常時パピー後負圧管理をされておりますので、
0:40:39	負圧なので、
0:40:43	そういった建屋からの漏えいはなくてあくまで排気ライン、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:47	IT、
0:40:49	空調の排気ラインから出ていくというふうに、条件設定をさせていただきます。
0:40:59	はい。規制庁福原です。建屋間、建屋の中は負圧管理をしているということで理解しました。
0:41:06	とりあえず私の方からは以上になります。
0:41:18	規制庁ツカベすみませんちょっと幾つか
0:41:21	すごい、
0:41:24	すごくナゴも疑問も含めて確認させていただきたいんですが、
0:41:28	最初に例のサプレッション・チェンバ資料、
0:41:33	2で、S/Cの図とかをつけていただいてありがとうございます。で、資料の3ページ目のところに熱的切断する。
0:41:43	代表例ということで、スプレーションチェンバ他書いていただいている、前回もお聞きしたと思うんですけどサプレッション・チェンバにすごい焦点があがっ。
0:41:53	ているので、他もあるということは認識しているんですが、今回のその工事範囲として、
0:42:03	は、前回はそのサプレッション・チェンバの工事に伴う配管。
0:42:08	撤去するのかなというふうにもは思ってしまったんですが、その3ページを見る限りは、
0:42:14	裾野市もそういうことではなくて、
0:42:19	原子炉容器。
0:42:21	に、
0:42:23	近接する配管についても、幾つかについては、
0:42:27	撤去します、撤去する工事ですということだと認識したんですが、それでよろしい。
0:42:35	中部電力の宮崎でございます。ご認識の通りでございます。
0:42:40	はい、規制庁ツカベしてその場合
0:42:43	具体的にどこからどこまで、
0:42:47	この
0:42:49	あんまりその第二段階第3段階ということその配管で分けることの意味は、
0:42:54	ないのかもしれないんですが今回
0:42:57	第二段階中に、
0:42:59	このやられようとされている

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:03	配管周りの工事というのは、どの範囲を想定されているのでしょうか。
0:43:11	はい。中部電力の宮崎でございます。ここについてはですねドン、当間熱液のものってどんなものがあるのっていうところだと思うんですけどもそこについてはですね前回以前にもですね、
0:43:22	どういったものがあるのか例を挙げて欲しいというところでリクエストいただいております、
0:43:27	今回全部上げてもらっても、
0:43:31	あれなんで、代表で、二、三で挙げていただければ良いですというところだったかと思えます。
0:43:39	資料としましてはですね、
0:43:41	ヒロコ。
0:43:43	うーん。
0:43:49	通し番号で言うと 40 分の 10 のところでですね。
0:43:53	こちら被ばく評価の結果を並べさせてもらってるんですけどもあわせて、危害できるもの等熱できるものの代表的なものというところで記載させていただいております。
0:44:04	ここについてはですね完全、先行プラントさんの事例を見ると同じようにですね、代表例挙げておりましたので同じ形で上げさせていただきました。
0:44:15	はい。
0:44:16	わかりました。それで計算ができるということはその物流を計算してるといことなので、そのどの範囲を想定してますということを、もう間接というか、直接的に、
0:44:29	ご説明いただいて、この表においては、どの範囲っていうのは明確になってると思うんですがその範囲をどこにするという、
0:44:39	考え方というか、
0:44:41	どうなんでしょうか。
0:44:44	はい。配管については、
0:44:47	日置配管についてはこれは全量、
0:44:51	工事するという前提で評価されている。
0:44:57	はい。中部電力の宮崎でございます。基本的にはですね系統単位で見た時に大口徑を含むような系統はすべて熱できていくというところで考えておまして、
0:45:09	ある特定のスプールからSchoolまでは熱できて、どこからどこまでは機械でということではなくてですね系統単位ぐらいの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:20	メッシュの粗さでですね熱の対象というのは今決めている。
0:45:27	はい、わかりました。衛藤加古さん、今ちょっと、
0:45:30	昨日、
0:45:31	を挙げましたけど、私としては
0:45:34	想定してる範囲としてはだから、全体になると。
0:45:39	市場起案としては、
0:45:41	系統として全体を工事するという。
0:45:46	前提で評価をされているということは、
0:45:51	今回申請のある、その第2段階中にやろうとされている工事っていうのは、そこも含めた向上されようとしたそうです。その通りでございます。はい。
0:46:00	わかりました。で、
0:46:01	その際先ほどの資料2のサブプレッション・チェンバのところ、図の1の解体撤去の、
0:46:12	イメージ。
0:46:14	を見ていて、
0:46:16	少し気になったのがその
0:46:18	あとロガーホストの5000が高いのかもよくわからないんですが、
0:46:23	炉側との園切りというのは、
0:46:29	当然行われる。
0:46:31	その系統。
0:46:33	各配管を、
0:46:35	切る際は、
0:46:36	円切りされる。
0:46:39	ような工事をイメージすればよろしいですか。
0:46:42	中部電力の宮崎でございます
0:46:45	そうですね炉側から繋がってる配管もございましてそちらの方は1切り離れた上で、強い措置を行いまして演技作業を実施していくといったところでございます。
0:46:57	はい、わかりました。ちょっと、そう意味ではその下、(5)説明いただいた、その説明。
0:47:03	ちゃんとそうそういう説明で、
0:47:06	我々が認識してるかっていうのちょっと1回、我々が買って、もう確認させていただこうかと思うんですけど、わかりました。
0:47:14	あと、先ほど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	性能維持施設のところで遮へいプラグのところ、
0:47:20	御説明があって、
0:47:22	すいませんちょっと構造があまり詳しくないので、
0:47:26	この遮へいプラグを外してしまう。
0:47:31	えっと、
0:47:33	は抜こうのとしては、そのオープンの状態。
0:47:41	ちょっと先ほどの話と関連するんですけど、
0:47:43	建屋の
0:47:45	当時、ある種、閉じ込めみたいなものを、
0:47:48	期待している部分もあると思うんですが、プラントの状態としては、
0:47:53	どう、どういう状態が、
0:47:56	常態化するといえますか、普通の状態に、
0:48:00	なることを想定しているんでしょうか。
0:48:07	中部電力田村でございます。
0:48:09	まず、
0:48:11	本社ヘクラブの、
0:48:12	構造としましては、
0:48:15	可動式となっておりますと、で、
0:48:18	格納容器のですね。
0:48:21	ここで言いますとドライビル外周の壁とっております。格納容器にくっついてるコンクリート部なんですけれども、
0:48:28	そこを、
0:48:29	プラント運転時は、
0:48:32	くっついてると。
0:48:34	ということなんですけれども、
0:48:36	現在、廃止措置入った段階、
0:48:39	からもずっとですね。
0:48:40	本PLUGは、
0:48:43	閉方向にスライドした位置にございまして、
0:48:47	このクラブも外れた状態。
0:48:52	ところが、
0:48:53	人も含めてですけど、通行できるという状態をもう保ち続けております。ですので、ノーマルの位置にはいないということですのでそのPLUGに対しては、性能維持施設に求めています。
0:49:05	もう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:06	遮へい機能、
0:49:07	こちらについては、記載していないと。
0:49:11	それ以外のトラブル会社の壁については、西尾さん続けているので、引き続きこちらは性能維持施設として、
0:49:17	期待するものと、
0:49:21	はい、わかりました。
0:49:23	当然定検のときは空いている。
0:49:26	部分なので、その、その状態で、
0:49:30	と同じですということ、
0:49:34	建屋として別に壊すわけではないので、
0:49:38	先ほどの建屋の負圧。
0:49:40	の話っていうのは、
0:49:43	引き続き管理されていますということでもよろしい。
0:49:47	10年キタムラですはい。
0:49:48	おっしゃる通りでございます。
0:49:50	はい。
0:49:51	阿藤。
0:49:52	資料の後で、すいませんちょっと細かいところで、
0:49:57	恐縮なんですけど、
0:49:59	先ほど自分の中であったところで
0:50:06	表にまとめていただき、ありがとうございますのイメージができてって最後に
0:50:12	水圧制御ユニットというのがあるんですがこれは、
0:50:17	どういう系統のことを言われてるんでしょう。
0:50:23	中部電力の宮崎でございます。水圧制御ユニット。
0:50:28	あまりちょっと馴染みがないかもしれませんがまずオカ
0:50:32	減少ってますね年情報があって、それを出力させてジョウキタイしているんですけども、ずっと炊きっ放しじゃなくてですね出力をちょっとコントロールする制御棒というものが、
0:50:44	ございます。まずその燃料に挿して、
0:50:48	原子炉出力をコントロールするんですけども。はい。わかりました。
0:50:56	セブンにとって、
0:51:00	もう1、
0:51:01	箇所すごいまだ細かい点で、ちょっと後ろの方で、鳥栖添付資料の、
0:51:10	7、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:12	40 分の 31 とか、
0:51:16	以降、
0:51:17	その前でもいいんですけど、この
0:51:19	表題のところにその保守、保守的な条件というのと現実的表現かの条件という。
0:51:27	ことで、それぞれ表をつけていただいているんですがこの現実的条件と保守的条件というのが、
0:51:34	どういう意味なのかを、
0:51:37	わからなかったので教えてください。
0:51:47	中部電力の蔵田でございます同じ資料の 5－40 分の 8。
0:51:54	を見て、
0:51:55	いただけますと表 3－3。
0:51:58	というところに、
0:52:00	機械的切断と熱的切断に分けて、各パラメータどのようなものが使われているか記載ございます機械的切断の中に、
0:52:08	さらに左の欠損率ですとか、(イ)フィルターのありなしっていうのに分けて、評価が分かれております。保守的っていうのはこちらの右側の、
0:52:19	欠損面積率が大きいものですとか、フィルターがない場合ですとかそういったもの。
0:52:25	条件で、
0:52:27	もって、評価した、そういう、そういうものが、保守的条件にて評価した。
0:52:32	というものでございます。
0:52:36	はい。6 ページ目の方には、
0:52:40	それーアノ。
0:52:41	現実的条件を保守的条件というのが書いてあって、そういうことだとか。
0:52:48	ありましたが、
0:52:50	実際の評価は、
0:52:53	書かれてる数値としては、
0:52:57	不当な、
0:52:58	実際に申請書、
0:53:00	補足説明しやあ、添付書類等に書かれている数値との関係でいうと、
0:53:06	今の、
0:53:07	現実的条件と、
0:53:10	ご指摘条件と、
0:53:12	どういう扱いなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:53:13	中部電力の蔵田でございます。申請書本文中に書かれている、被ばく評価の結果につきましては、ご指摘条件にて行った結果を記載しております。
0:53:27	はい、わかりました。
0:53:40	はい。と思い、
0:53:42	点すごいこちらも細かい点で、今の資料
0:53:47	40 分の 23 ページ目のところに、気象条件の妥当性を添付資料の 1 として、
0:53:53	追加いただき、説明いただいているんですが、こちらの 2009 年の気象データというのは、許認可との関係でいうと、
0:54:06	現在、プラント側で申請されている。
0:54:10	諸データと整合している本なのかそれとも、
0:54:14	今回、
0:54:16	うん。
0:54:17	もしくはその挨拶計画。
0:54:20	そうですね、ポインターとの間のデータといいますか。
0:54:24	少し御説明
0:54:27	中部電力の蔵田でございます。おっしゃる通り許認可側と整合とれるように、2009 年というのは、
0:54:33	あります。
0:54:35	はい、規制庁ツカベすみません、ちょっとそれがわか分かるようにどこでも結構なので、追記いただければと。
0:54:45	中部電力クラタで承知しました。
0:54:48	私からは以上です。
0:54:55	はい、江藤原子力規制庁の福原です。
0:54:58	すいません私の方から追加で 1 点、遮へいプラグの件なんですけども、そもそもこの遮へいプラグを性能維持施設にした。
0:55:08	というのは、D/Wの外周の一部だから、性能維持施設とした、していたっていうことで、
0:55:14	という説明があったかと思うんですけどそれでよろしかったでしょうか。
0:55:20	中部電力田村でございますはい、おっしゃる通りでございます。
0:55:24	ドライビルの会社の壁というものとしてとらえていたんですけれども、今回、そのPLUGのみに対して、
0:55:31	機器として取り外しできる構造ですのでこのパーツについて、性能維持ですから除外させていただくというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	はい。規制庁深田です。確認したいとは、
0:55:44	廃止措置になれば、このもう遮へいプラグというのは要らなかったんですよね。
0:55:50	初めから性能維持しなくてもよかったっていうちょっと。
0:55:56	いう理解なんですけどそれで正しいです。
0:56:02	中部電力田村でございます。
0:56:04	機能としては、
0:56:07	そうですね0-2以内というところでは、毎年入っているので、
0:56:13	性能維持施設として、外してもよかったかなというところは今思えば、あります。
0:56:20	ですが、
0:56:22	今回ですね
0:56:24	資料2の1ページのところの下に参考として書かせていただいておりますけれども、現時点で見ると、雰囲気線量率というのは下がっておりますが、配送車入った時点、
0:56:35	で考えると、現在よりは少し高い値を示しているというのは事実としてありますので、
0:56:41	当時、ちょっと判断しなかったというところは、明確にはちょっと、うん。
0:56:47	確認取れてませんけれども、現時点でっていう時、
0:56:50	確認したところでは、今、
0:56:53	PLUGは線の位置で外していただろうと判断に至ったというものでございます。
0:56:59	規制庁深田です状況は、現状は理解をしております、
0:57:04	ちょっと整理上ですね、性能維持施設とするためには、まず設置許可に記載があつてとかで、
0:57:13	今回はこの場合はあれですけども、
0:57:16	他号炉と共用じゃなくってみたいなそういうす、条件があつて、昔ですね
0:57:21	この
0:57:23	遮へいプラグって設置許可になんて書いてんだらうって言って調べたときがあつて、ちょっと、
0:57:30	確信はないんですけども放射線管理施設の生体遮へいの一次遮へいに含まれてるのかなっていう気がしててですね。
0:57:37	ここに入ってるのかなあという気はしてるんですけども、もしかすると、今回その要は遮へいプラグを外しますよっていうことなので、
0:57:47	そもそもなんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:49	これが性能維持施設だったん。
0:57:51	けっていうのがちょっと疑問として多分出てくるんが普通なのかなと思ってて、もしかすると
0:57:57	この遮へいプラグってというのは、こういう経緯で、性能維持施設としていたよっていうのを、
0:58:03	追記をご検討いただければ、助かるのかなっていう気はしております。現状は把握しておりますので、
0:58:09	はい。
0:58:10	塚原からは以上です。
0:58:15	中部電力田村でございます。
0:58:17	ご認識の通りですね生体遮へいの一部と考えてございますんで、今回外せるというところについては、
0:58:25	もう一つ、
0:58:27	情報としましては、
0:58:29	炉内除染、
0:58:30	方、
0:58:31	残高の中で実施してございますというところでドライビルの中の内ですね、除染の効果というところもあらわれているので、
0:58:40	雰囲気線量討論通りを見たときに、今回下がっているというところで、判断に立ったという情報。
0:58:45	判断材料の一つにもなってございます。
0:58:49	規制庁からS了解です。特になければ、
0:58:56	規制庁ツカベすみません、ちょっと1点聞き忘れてしまったんで先ほどの機械、
0:59:01	的な切断と熱的切断のお話があったので、どちらを選定するかという話があったかと思うんですが、
0:59:07	もう当然、海外ではどんどんサプレッション・チェンバも含めて、
0:59:12	解体してる事例はあると思うんですが、海外において、
0:59:17	熱的と機械的切断、
0:59:20	どのように使われていて、
0:59:22	例えばS/Cはどう、壊しているというような情報等は、入社3として、何か調べたりされてるんでしょうか。
0:59:35	中部電力の宮崎でございますちょっとS/C。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:39	2 課限った話ではないんですけれども、海外はですねどちらかというと、解体の効率を重視しておりまして熱的切断を積極的に採用しております。はい。
0:59:54	はい、わかりました。
1:00:00	はい。規制庁側からは特に、以上ではありません。
1:00:04	事業者さんの方から何かありますか。
1:00:10	中部電力の林でございます。冒頭おっしゃられた今回、
1:00:17	の審査書を書く上で、今回私どもが出させていただいた申請書への反映が必要ではないかということでご意見あったかと思えます。
1:00:30	で、ちょっとそちらにつきまして何て言いますか申請書に書くものと、あとこういった面談んや、審査会合もそうですしそういったやりとりとか、そういった議事とか、
1:00:44	当間今回作ってきたような補足説明資料、これの何か
1:00:49	クライテリアといいますか他の考え方。
1:00:52	そういったものを結構、
1:00:57	どう、
1:00:59	規制庁フクハラですけども担当の者から言わせていただくとですね基本的には、申請書をベースに審査書を書く。
1:01:08	そこは多分皆さん共通認識あるのかなっていう気はしてます。で、今回審査書を書くときに、多分、多分というか
1:01:17	放射性廃棄物の保管をどうするのかっていうのが 1 点目と、あともう 1 点、重要なのが、
1:01:23	被ばくの問題、多分廃止措置において二つこの 2 点は重要なので、審査書には必ず確認をした結果を書きたいと、書かなきゃいけないと担当レベルとしては思っております。
1:01:34	その何でその二つの情報というのは申請書に基本的には書いていただくのかなという、現時点では、担当レベルとしては持っており、
1:01:47	中部電力林でございます。理解しましたんで、あとは我々としては、今の申請書の内容をですね、
1:01:57	その細かいところは書かれてない部分もちろんあると思いますし、その概要的な 2 分には書いてありますが、基本的には新たにですね、規制を追加しなければ、
1:02:10	なんすかその委員会に値しないってわけじゃないとは思ってるんですけどもそこは、規制庁様のお考えもありますんで、そういったものを審査会合で、あれですかね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:21	ご議論させていただくというようなそういう認識でよろしいですか。
1:02:25	はい。規制庁深田ですその認識で大丈夫です。
1:02:32	はい、事務局は承知しました。
1:02:38	テレビ会議で参加されている浜岡から何かありますか。
1:02:45	はい。浜岡からは特にありません。
1:02:48	はい。全体を通して何かございますか。
1:02:53	はい。
1:02:55	はい、中部電力からはございません。
1:02:58	はい。ないようですので以上をもちまして、浜岡 12 号廃止措置、
1:03:05	に係るヒアリングを終了したいと思いますお疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。